

## 積立定期預金規定

### 1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1回あたり1,000円以上とし、原則として毎月口座振替の方法により預入れるものとします。
- (2) この預金は口座振替のほか、現金、小切手その他の証券により当金庫本支店のどこの店舗でも預入することができます。この場合は、必ず通帳を持参してください。
- (3) 現金自動預入支払機（以下「ATM」といいます。）による預入れについては、1回あたりの預入金額はそのATMに表示された範囲内とします。

### 2. (口座振替による預入れ)

- (1) 振替指定口座、振替日、振替金額、振替方法は、別に提出された口座振替依頼書に記載したとおりとします。ただし、振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その月の口座振替は行いません。
  - ① 振替指定口座の残高が振替金額に満たないとき
  - ② 口座振替による預入れによりこの預金口座の非課税貯蓄の限度額を超過するとき
- (2) 振替指定口座、振替日、振替金額を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当店に届け出てください。

### 3. (預金の種類、期間等)

- (1) この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

### 4. (自動継続等)

- (1) この預金（後記8.による一部解約後の残りの預金を含みます。）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前記(1)と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までに、その旨を当店まで申出てください。

### 5. (預金の支払時期等)

この預金は継続停止の申出があった場合に次に定める満期日以後に支払います。

- (1) 満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を満期日として指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに、通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1,000円以上の金額で指定してください。
- (2) 満期日は、前記(1)により、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。

- (3) 前記(1)または(2)による満期日の指定がない場合は最長預入期限を満期日とします。
- (4) 前記(1)または(2)により、定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

## 6. (障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用)

- (1) 障害者等の少額貯蓄非課税制度（以下「マル優」といいます。）の適用資格者の方は所定の手続きを行い、この預金を非課税とすることができます。
- (2) この預金口座をマル優適用口座とする場合は、加入時に通帳における非課税限度額を定めた限度額方式の非課税貯蓄申込書を提出してください。
- (3) 通帳には前記(2)で提出した限度額以上の預入れを行う場合は、その限度額を変更してください。変更ができない場合は限度額以上の預入れを行うことはできません。

## 7. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの期間について預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
  - ① 1年以上2年未満・・・当金庫所定の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上・・・・・・当金庫所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 前記(1)の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (3) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を定期預金共通規定第8条第1項により満期前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 6か月未満・・・・・・解約日における普通預金の利率
  - ② 6か月以上1年未満・・・・・・2年以上利率×40%
  - ③ 1年以上1年6か月未満・・・・2年以上利率×50%
  - ④ 1年6か月以上2年未満・・・・2年以上利率×60%
  - ⑤ 2年以上2年6か月未満・・・・2年以上利率×70%
  - ⑥ 2年6か月以上3年未満・・・・2年以上利率×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、年率（1年・2年超の日数分は1年を365日とし

て日割り)で計算します。

#### 8. (預金の解約)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店へ提出してください。
- (2) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を千円以上1円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、払戻請求書記載の金額に達するまで、この預金を1口ごとに順次解約いたします。なお、解約する順序は特に指定のない限り、当金庫所定の方法により行います。

#### 9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この他「定期預金共通規定」をご参照ください。

以上

(令和2年4月現在)